

2021年2月24日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（法人番号：1010405009403）

JIPDEC 「CBPR 認証」取得のロゴマークを策定
日本における唯一の CBPR 審査・認証機関として CBPR 認証を普及
～越境する個人データの適切な取扱いを促進～

プライバシーマーク制度および CBPR（Cross Border Privacy Rules /APEC 越境プライバシールール）認証等を運営する、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（所在地：東京都港区、会長：杉山 秀二、以下 JIPDEC）はこの度、CBPR 認証ロゴマークを策定しました。JIPDEC の CBPR 認証審査により認証を取得した企業は、今後、ロゴマークを活用することができます。

JIPDEC では、認証を取得した企業の皆さまがロゴマークを活用することにより、CBPR 認証の取得をわかりやすく伝え、さらには消費者やパートナー企業等に対する信用力の向上のほか、ブランド力と企業価値の向上に寄与できればと考えています。

なお、JIPDEC が行う CBPR の審査・認証について詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

横型



縦型

**「CBPR 認証」ロゴについて****■ ロゴデザインとカラー**

プライバシーや個人データを丁寧に大切に扱う様子を包み込むデザインで表現。カラーには、認証機関である JIPDEC を示す黒と赤をベースに、太平洋をイメージした青色を採用することで、データの利活用が国際的に進むことを表しました。

■ 使用開始日

2021年2月24日

■ ロゴについて詳細は[こちら](#)からご確認ください。

CBPR 認証とは

CBPR 認証とは、企業が取り扱う越境個人データの保護に関して、APEC が定めるプライバシー原則への適合性を評価し、認証を与える仕組みです。また、APEC 域内において国境を越えて流通する個人情報に対する消費者や事業者、行政機関における信用を構築する仕組みで、2011 年に APEC 電子商取引運営グループで策定されました。

個人情報保護法の改正と CBPR 認証

2021 年に施行される改正個人情報保護法では、外国にある第三者へ個人データを提供する際には、当該外国における個人情報保護に関する制度や、当該第三者が講じる個人情報保護のための措置などについての情報提供が義務化されました。

デジタル化の波によって個人データのデジタル利活用が加速する中、企業の活動をより活発にするためにも、企業は、越境する個人データの安全・安心な取扱いに関する説明責任を果たすことが益々求められています。

JIPDEC では、2016 年 1 月に APEC よりアカウントビリティ・エージェント (AA) として認定されて以来、日本で唯一の AA として、CBPR の審査、認証および普及促進を図っています。CBPR 認証の認知度向上と普及を通じて、越境して流通する個人データの適切な取扱いを推進してまいります。

■ 本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

認定個人情報保護団体事務局

[お問い合わせフォーム](#)